

北技保第286号
平成30年11月15日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北海道運輸局長

冬期における事故防止について

日頃から自動車交通行政に対し、御理解と御協力をいただきお礼申し上げます。

北海道運輸局では、かねて事故削減の取り組みを進めてきましたが、軽井沢スキーバス事故を受け、新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあることなど自動車事故をめぐる状況の変化に対応するため、昨年10月に「北海道運輸局安全プラン2020」を策定し、事業用自動車の事故削減目標の達成に向け取り組んでいます。

北海道内においては、事業用自動車による第一当事者の事故件数、負傷者数はともに昨年と比べ減少しておりますが、本年2月一般国道において、タンクローリーが赤信号で停車中の軽自動車に追突した事故で一度に2人が死亡、また、バスによる有責死亡事故が3件発生するなど、本年の死者数の合計が11月14日現在で18人と昨年を上回る状況となっております。

これから本格的な積雪寒冷期を迎えることとなり、路面の凍結や吹雪など厳しい走行条件となり事故が多発する危険性が高まります。

つきましては、本年の事故の発生状況にも留意いただき、冬期における輸送の安全確保に万全を期するため、傘下会員に対して下記事項の周知徹底をお願いいたします。

なお、北海道運輸局のホームページに同通達を掲載したことを申し添えます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

記

1. 運行管理について

- (1) 異常気象時等における対応を適切に行うため、気象、降雪情報・道路情報等の収集及び乗務員に対する連絡体制を整備すること。
- (2) 交差点における右左折時の安全確認、踏切での一時停止と安全確認、冬道等の道路状況に適応した安全速度の遵守、適正な車間距離の保持など基本的な交通ルールの指導教育を行うとともに、運行記録計の記録等により乗務員の運転状態を適切に把握し事故防止の徹底を図ること。
- (3) 運転者に対する点呼は対面によりアルコール検知器を用い確実に実施し、酒気を帯びた状態及び健康状態（疾病、疲労、睡眠不足、医薬品の服用、危険ドラッグ、覚せい剤等不法な薬物の使用等）により安全な運行ができないおそれがある場合は絶対に乗務させないこと。

特に、対面点呼が実施できない運行については、運転者にアルコール検知器を必ず携行させ、厳正な点呼を実施すること。
- (4) 過労運転の防止を図るため、運行計画、経路の設定等にあたっては、冬期の交通環境・異常気象情報等を十分考慮するとともに、運転者の勤務状況及び疲労の程度を適切に把握し、特に、長距離、夜間、早朝運行に関しては、乗務距離、乗務時間、休憩時間及び交替運転者の配置等を勘案し無理のない乗務割りを作成すること。
- (5) 乗務員の健康管理については健康診断結果及び「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」を活用するほか、乗務員に対して自己管理の重要性を認識させるとともに、運行中における健康状態の異変等により運行の継続が困難であると判断される場合の対応等について、乗務員への指導を徹底すること。
- (6) シートベルトについて、乗務員の着用はもとより、乗客用シートベルトを座席に埋没させないなど常時容易に着用できる状態とし、車内放送、座席ポケットへのリーフレットの備付け、座席へのステッカーの貼付等により、乗客に対してシートベルトの着用を促すこと。また、乗務員に対して車内巡回を実施し、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認するよう指導すること。
- (7) 車内事故を防止するために、乗客に対して車内掲示、案内放送等により特に急制動及び悪路走行時における注意喚起並びに走行中は座席を移動しないこと等の周知を図るとともに、発車時及び停車時における車内外の乗客の動向に注意を払うよう乗務員に対する指導を徹底すること。

2. 車両管理について

(1) 車輪脱落事故の防止のため、タイヤ交換を行う際には、ディスク・ホイールの亀裂、ホイール・ボルトの損傷等を確実に確認した上でホイール・ナットを規定のトルクで締め付けるとともに、交換後50～100km走行後を目安に増し締め等して確認すること。

また、スペアタイヤの取付状態も確認すること。

(2) 車両火災を防止するため、電気装置、燃料装置、制動装置等について、車両の走行距離、使用年数及び走行する道路環境等を十分考慮した点検を行うとともに、暖房装置など自動車点検基準の点検項目にない装置についても点検整備を行うこと。

また、車両の構造や特性について、運転者に対し指導を適切に実施すること。

(3) 車両床下部の腐食を原因とした破断等による事故を防止するため、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検では、ハンマーによる打音点検を行う等、適切に実施すること。

なお、点検の結果、異常が認められた場合は、修理が完了するまで運行を中止すること。

